平成３０年度　西三河北部圏域　保健医療福祉推進会議　議事録

１　日　時

　　平成３１年２月１３日（水）　午後１時３０分から午後２時20分まで

２　場　所

　　豊田加茂医師会館　１階　会議室

３　出席者

　　別添出席者名簿のとおり

４　傍聴人

　　なし

５　議事等

議題：　介護保険施設等の整備承認について

報告事項：　豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況について

６．会議の内容

□事務局（鈴木　衣浦東部保健所次長）

平成３０年度　西三河北部圏域　保健医療福祉推進会議を始めさせていただきます。私は、本日の会議の進行を努めさせていただきます衣浦東部保健所の次長の鈴木です。それでは、会議に先立ちまして、開催者を代表いたしまして、衣浦東部保健所の丸山所長からご挨拶を申し上げます。

□丸山　衣浦東部保健所長

衣浦東部保健所長の丸山でございます。

本日は、お忙しい中、平成30年度西三河北部圏域保健医療福祉推進会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の健康福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、この会議は、保健・医療・福祉に関する施策を、関係機関との相互の連絡調整を図ることにより、円滑かつ効果的に実施するためのものであります。本日の会議では、議題として「介護保険施設等の整備承認」について、ご審議いただき、その後で報告事項として「豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況」についてご報告させていただく予定でございます。

超高齢化社会に備えて、介護保険施設等の整備などの介護基盤の整備は喫緊の課題となっております。また、児童相談センターが果たす役割も一層重要になってきております。

本日は、皆様、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願い申し上げます。

□事務局（鈴木　衣浦東部保健所次長）

ありがとうございました。会議に先立ちまして、資料の確認をいたします。先日送付させていただきました資料ですが、

・次第

・資料１－１　介護保険施設等の整備計画について

・資料１－２　介護老人保健施設等の公募整備について

・資料１－３　介護保険施設等の指定等に関する取扱要領

・資料２－１　豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況について

・資料２－２　要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

・参考資料１　支援経過・結果報告書

・参考資料２　特定妊婦及び要支援児童等の情報提供に関わる支援の流れ

・参考資料３　事例

本日配布資料としましては、

・開催要領

・出席者名簿

・配席図

・参考資料４－１　医療計画　別表

・参考資料４－２　愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新内容

です。不足があります方、本日資料を持参されなかった方がありましたらお申し出ください。

□事務局（鈴木　衣浦東部保健所次長）

本日の出席者につきましては、お手元の「出席者名簿」及び「配席図」のとおりでございます。

本会議の議長につきましては、開催要領の第４条第２項に「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」とございますが、事務局といたしましては、豊田加茂医師会長の渡邊様にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

それでは以降の進行を、渡邊様にお願いいたします。

□委員長（渡邊　豊田加茂医師会長）

豊田加茂医師会長の渡邊です。この会議の議長を務めさせていただきます。皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。それでは議事に入りますが、その前に本日の会議の公開･非公開の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

□事務局（鈴木　衣浦東部保健所次長）

情報公開の取扱いについて、３件ございます。

１つ目ですが、本会議の議事については、全ての議事が原則公開となります。２つ目ですが、会議の概要及び会議録につきましても、後日、ホームページ等に掲載する予定となっております。3つ目は傍聴についてですが、本日の傍聴人はございません。

□委員長（渡邊　豊田加茂医師会長）

続いて、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第４条第３項に基づき委員の出欠状況を事務局から報告してください。

□事務局（鈴木　衣浦東部保健所次長）

本委員会の構成員の人数は１７名です。出席委員数は15名、うち委任状３名、欠席委員数は2名です。以上のことから開催要領に規定されている委員の過半数の出席がなされていることを報告します。

□委員長（渡邊　豊田加茂医師会長）

事務局からの報告のとおり、本委員会は、委員の過半数の出席がなされており、この会議は有効に成立しております。

□委員長（渡邊　豊田加茂医師会長）

それでは、会議次第に沿って議事を進めます。では、議題１「介護保険施設等の整備承認について」を、事務局から説明してください。

□事務局（永田　豊田加茂福祉相談センター次長）

　豊田加茂福祉相談センターの永田でございます。

それでは資料１－１、「介護保険施設等の整備承認について」、でございます。今回は、介護老人保健施設の施設整備でございます。今年度から始まりました第７期の愛知県高齢者健康福祉計画に基づきまして、未整備分20床のうち17床を整備しようというものでございます。豊田市、みよし市の担当部署とご相談をしたところ、必要な整備であると認められたため、今回の圏域会議で審議をお願いするものでございます。

詳しい説明は、豊田市の担当課のほうから説明させていただきますので、ご協議の程よろしくお願いいたします。

□事務局（花木　豊田市介護保険課長）

豊田市介護保険課の花木でございます。よろしくお願いいたします。

説明のほうは資料１－２をご覧ください。豊田市から提出させていただいた整備内容についてご説明させていただきます。

公募により整備を予定している施設は、介護老人保健施設、17床でございます。これは、第7期豊田市介護保険事業計画の施設整備目標に基づいて、介護老人保健施設を整備し、高齢者のリハビリや、在宅復帰機能の充実を図ってゆくものでございます。また今回の公募の特徴としまして、老健整備に合わせて、定期巡回、又は看護小規模多機能型居宅介護といった地域密着型の在宅向けサービスを整備していきます。病院での治療を終えた高齢者に、老健でのリハビリ、居宅サービスにより、在宅支援の切れ目をなくすサービス展開を豊田市として目指してゆこうと考えております。

整備の時期につきましては、2019年5月から、整備事業者の公募を実施し、事業者採択後、2020年度から2021年度にかけて施設整備を行い、2022年4月までに開設するというスケジュールを予定しております。高齢化が進展するなかで、高齢者の在宅延伸を進めてゆくために必要な施設ですので、なにとぞご承認をいただければと思います。

　説明は以上です。

□委員長（渡邊　豊田加茂医師会長）

ただいまの説明で、ご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは質問ご意見等ないようですので、「介護保険施設等の整備承認について」につきましては、事務局案のとおり、とすることに賛成の方は、挙手願います。

≪挙手多数≫

ありがとうございました。挙手多数と認めます。よって、本議案は賛成多数で可決されました。

□委員長（渡邊　豊田加茂医師会長）

それでは、報告事項に入ります。報告事項「豊田加茂福祉相談センターの児童相談の状況について」を、事務局から説明してください。

□事務局（松永　豊田加茂福祉相談センター児童育成課長）

豊田加茂福祉相談センター児童育成課長の松永と申します。

皆様、マスコミ等の報道等でご存じだとは思いますが、昨年３月に東京都目黒区で発生した当時５歳女児の児童虐待死亡を受けて、平成３０年７月２０日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられています。また、直近では千葉県野田市でも１０歳女児が虐待を受けて亡くなっており、２月８日に関係閣僚会議が開催されています。福祉相談センターとしましても、同じような不幸な事件が起こらないように、保健・医療・福祉等の関係機関と児童相談センターとの連携を深め、再発防止に努めていかなければならないと考えています。

それでは、豊田加茂福祉相談センター管内の平成29年度の相談実績について報告させていだだきます。資料２-１をご覧ください。まず１の「年度別相談件数」ですが、福祉相談センターの児童相談内容は主に「養護」「非行」「障害」「育成」の４つの相談種別に分類されます。年度により多少増減はありますが、児童虐待を含む養護相談、「障害」の相談が多くなっています。「障害相談」が多い理由としては、知的障害がある場合に申請により交付される療育手帳の判定が多いためです。

２に「相談対応件数及び援助活動件数」を表にしてあります。「援助活動件数」というのは、ケースについて面接・家庭訪問・電話対応等の対応を延べ何回実施したかというものです。一番下をご覧ください。「障害」が少なくなっているのは、一番最初にご説明しましたように療育手帳の判定のため、数回の面接・検査で終わることが多いためです。

養護相談、特に虐待相談については、構成比が62.8%となっており、1ケースについて、かなりの対応・労力を費やしていることがおわかりいただけるかと思います。

３の虐待相談の受付経路としては、まずは行政機関が多くなっております。住民に身近な市町村の関係機関から情報が入るためです。また、一番多い経路が警察となっていますが、警察が児童虐待を認知した場合は、すべて児相に通告する仕組みになっているためです。その内容として多くを占めるのは、いわゆるDVで、夫婦間での暴力が児童の面前で行われ、それが「心理的虐待」にあたると判断されたものです。なお、昨年４月に県と県警の間で「児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定」を締結し、全ての虐待事案について、情報共有を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応につなげていくこととしています。

次に４の「被虐待児の年齢別、虐待の種類」をご覧ください。今お話ししましたように、警察からの「面前DVによる心理的虐待」の通告が増加しているため、心理的虐待の件数が多くを占めています。

　５の「主な虐待者」をご覧ください。児童虐待というと、父親や内縁男性からというイメージが強いかもしれませんが、実際には実母も多くなっています。それは日常的に養育しているのが、母親が多いからというためと、児童の世話・養育をしない「ネグレクト」が、両親がいる家庭の場合、母親でカウントされることも理由として考えられます。

　６の「虐待相談対応状況」には、虐待ケースを受理した後、どのような対応になったかがお示ししてあります。「助言指導」は数回の対応で終わったもの、「継続指導」は状況の改善や経過をみていくために、継続的に関わることになったケースです。「施設入所」となっているのは、在宅での指導でなく、家庭からの分離が必要と判断され施設に入所したケースです。期間は数か月の短期間の場合もありますし、年単位の場合もありさまざまです。すなわち、虐待ケースの9割強が最終的には地域で生活をしていくということになります。

また７の「一時保護件数」にありますように、一時保護については、29年度については、

72件と虐待通告の16.8％を占めておりました。

以上が当センターの平成29年度の児童相談状況です。重篤なケースは医療機関と関わることも多いですが、その他の医療機関との具体的な関わりとしましては、児童を児童精神科などの医療機関の受診につなぐ、保護者が精神科受診をしている、又は受診が必要と思われるという状況が多くみられます。その他にも虐待予防では児童本人に対する支援はもちろんのこと、保護者や家族に対する支援が不可欠であり、育児支援関係のサービスや、福祉サービスに繋ぐことも多くあります。ここにいらっしゃいます構成員の皆様には、日頃からお力添えをいただき大変感謝しております。今後もこの地域の児童の健全育成のため、資料２-２の８ページの⑤の『当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであり、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示(ろうじ)罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。』というところもご理解していただきながら、引き続ききめ細かな連携をよろしくお願いいたします。

□委員長（渡邊　豊田加茂医師会長）

ただいまの説明でご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

□岩瀬　トヨタ記念病院長

当地区の虐待の数が平成29年度は428件とかなり多いように見えます。愛知県全体で4，364件です。当地区は愛知県全体の1/10も人口がいないと思いますが、多発地帯なのでしょうか。

□事務局（永松　豊田加茂福祉相談センター児童育成課長）

豊田としては多発地区としての印象はありません。もっと、件数としても施設入所の数としても多い地区があります。

□委員長（渡邊　豊田加茂医師会長）

そのほかにご質問・ご意見はいかがでしょうか。

□川口　豊田厚生病院長

6番の虐待相談対応状況のなかに、「2号指導」という単語がありますが、この2号指導というのはどういうものか教えていただけますか？

□事務局（永松　豊田加茂福祉相談センター児童育成課長）

児童福祉法の27条にそれぞれの決まりがあります。1号が訓戒誓約、２号は児童福祉司が継続的にかかわり行政処分による指導を行うことです。3号は施設入所を示します。4号というのは家庭裁判所へ送致して対応することを示します。

□委員長（渡邊　豊田加茂医師会長）

そのほかにご質問・ご意見はありませんでしょうか。

□早川　足助病院長

一時保護はどこに入るのでしょうか。

□事務局（永松　豊田加茂福祉相談センター児童育成課長）

一時保護の段階は未処理の段階、処遇が決まっていない段階です。一時保護のあとに、それぞれの対応を行っています。一時保護になるような場合、その後の対応は2号指導、3号指導が多いです。

□委員長（渡邊　豊田加茂医師会長）

よろしいでしょうか。それでは、他にないようですので、報告事項を終了します。最後に「その他」ですが、何か、ご意見・ご質問など、ありますでしょうか。

（発言なし）

ご発言もないようですので、「その他」を終了します。

□委員長（渡邊　豊田加茂医師会長）

事務局から連絡はありますか。

□事務局（鈴木　衣浦東部保健所次長）

本日配布させていただいた参考資料について、医療計画の別表が平成３０年１０月２９日に更新されましたので、参考資料４－１として配布しております。更新の内容は参考資料４－２に記載されておりますが、当圏域におきましては特に変更等はございませんでしたので、その旨をご報告させていただきます。

□委員長（渡邊　豊田加茂医師会長）

それでは、なにかご意見・ご質問などはありますでしょうか。それでは、これをもちまして「平成３０年度西三河北部圏域　保健医療福祉推進会議」を終了させていただきます。

□事務局（鈴木　衣浦東部保健所次長）

ありがとうございました。このあと地域医療構想推進委員会を14時20分から予定しております。委員会にご関係のない構成員の方は、気をつけてお帰りいただきたいと存じます。委員の方々は、しばらく休憩といたしますので、14時20分までに会場にお戻りくださいますようお願いいたします。

.